

ティグリス河畔のセレウケイア(II) : セレウコス朝期における役人の印章

著者	田中 穂積
雑誌名	人文論究
巻	51
号	3
ページ	54-65
発行年	2001-12-10
URL	http://hdl.handle.net/10236/5773

ティグリス河畔のセレウケイア（II）

セレウコス朝期における役人の印章

田 中 穂 積

は じ め に

ティグリス河畔のセレウケイアの遺跡から、セレウコス朝時代の事情について、あまり多くのことを知ることはできないが、前回では、この王朝に関連する建造物や碑文についてふれておいた。今回は、このセレウケイア出土のブツラなど押印物の印影、言い換えれば、印章を取り上げてみる。当節、印章の紹介は不必要かもしれないが、本稿ではその説明をして、役人に関するものを取り上げることにした。ギリシア語のブツラなどは、バビロニアにおけるセレウコス朝の行政、経済事情を考察する手掛かりとなっている。一般に、当時のブツラは、バビロン、ラルサ、ニップールで散見しているが、ウルク（オルコイ）ではかなりの数が知られており、さらにセレウケイアにおいては、その数は突出している。セレウケイアで多く発見された理由は、アメリカ隊やイタリア隊によって、組織的な発掘がおこなわれたことによる。

アメリカ隊の発掘によるブツラなどの押印物について、R. H. マクダウェルは、203 箇をあげているが、それらの多くは、「立派な家」(the Great House) と呼ばれた建物跡から発見された。それは、C. ホプキンズが G 6 ブロックと位置付けている場所であり、このブロックの広さは 140 m × 70 m で、小さな店舗もある居住地域であった⁽¹⁾。また、この地点は、テル・ウマルの南で、都市の中央部のやゝ南にあたる。本稿では、G 6 ブロックの発掘報告の詳細については省略するが、第 3 層序にあたる「立派な家」の文書保管

所 A (部屋 No. 301) と文書保管所 B (部屋 No. 16) から発見された押印物は、アスファルト素材のブツラが多く、それぞれ 85 箇と 79 箇、合計 164 箇であった。文書保管所 A からの押印物 85 箇の年代は、およそ前 294 年と前 280 年の間にはじまり、前 141 年におわっている。文書保管所 B からの押印物のうち、34 箇の多くのブツラが塩税免除に関するもので、その年代は前 188 /7 年頃から、前 153/2 年に至っている。

イタリア発掘隊の A・インヴェルニッツイは、テル・ウマルの周りのいくつかの小さなテルが、テル・ウマルとともに聖所としての複合体をなしているという見方をたて、テル・ウマル南側の 1 つの小さなテルの試掘のあと、1966-74 年にかけて文書館の存在を明らかにした。そして、そこが都市セレウケイアの中心部にあたり、多くの公共建物があったとみている。文書館は、羊皮紙文書またパピルス文書の保存用の倉庫であったとみなされている。ギリシア語の押印物の日付は、アメリカ隊が発掘した「立派な家」と同様に、セレウコス朝時代のものであり、また、多くは塩税に関するものである。いままでに発見された押印物は、断片を含めると、約 25,000 点に達しており、年代的には、前 3 世紀後半から、前 2 世紀前半に至る間であることから、この時期に文書館が機能していたとおもわれる⁽²⁾。

I バビロニアにおけるギリシア語のスタンプ印章

ブツラ (複数: bullae) は、早くはオリエントにおいて、封印のために用いられた押印物であり、また、ブツラなど押印物の印影を問題にすることは、押印した印章について論じるということになる。ここでは、ヘレニズム時代のブツラの特徴について簡単にふれておきたい。ヘレニズム時代になると、バビロニアにおいても、粘土板文書の代わりにパピルス文書や羊皮紙文書があらわれ、そうした文書はギリシア語、あるいはアラム語で書かれた。セレウコス朝時代の小さなブツラは、巻くか、折畳んだ、そうした文書をナブキン・リングのように紐で結わえ、その結わえた紐を封印したものであったとおもわれる。

というのは、紐はもちろん、パピルスや羊皮紙は、粘土板文書と違って、火災で焼失したり、また長年月のため、朽ちたりして、残っていないためである。したがって、粘土またアスファルト材質のブツラのみが残り、それも殆どが破損した状態で出土している。形状は、差し渡しが 20 mm-30 mm 程度の楕円塊で、紐をくるんだため、殆どの場合、紐が通った真中部分が空洞になっている。表面部分には押印跡があり、押印数も文書によって異なっている。なお、スタンプ印章とは、オリエントで広くみられた円筒印章ではなく、スタンプ型のことである。

また、ブツラの他に、結わえた単紐の部分、または紐端に取り付けた封印用の押印物がみられる。それは appended sealings, clay tags, clay medallions, といった、いくつかの呼び方をされてきた。材質は粘土で、形状は主として扁平な楕円、差し渡しは 20 mm-30 mm 程度である。表面には、一つの押印跡がみられる。紐跡は、概して、ブツラのように空洞ではなく、また多くの場合、弛んだ線状をなしている。この点にブツラとの違いがみられる。こうした押印物として、次のような例があげられる。

その 1 例は、1 枚のシートの初め部分に記された文書を巻くか、あるいは折り曲げ、その部分を封するために、文書の終わった部分のシートに一連の穴を開け、紐をその穴に通して巻き付け、巻き付けた紐を粘土押印物でもって封印したとおもわれる。同じシートの外側になる部分は、別の文書がみられたか、または何も記載されなかったか、何れかであろう。

もう 1 つの例は、コンテナ・シーリング (container sealings) と呼ばれている、紐端を封印するために付けられた粘土材質の押印物である。それは、容器や袋を結わえた紐を封印したものである。この方法はオリエントにおいて古くからおこなわれていた。

セレウコス朝時代のバビロニアにおけるギリシア語押印物の研究史については、省略するが⁽³⁾、M. ロストフツェフは、主にウルク出土の押印物から、役人の印章と私人の印章に分け、役人の印章の印文から、役所の機能を論じ、バビロニアの行政・経済事情に重要な示唆を与え、また、印影にみられる図像と

貨幣のそれとの関係についても論じた⁽⁴⁾。

次いで、R. H. マクダウェルは、セレウケイアで発掘された押印物から、M. ロストフツェフの研究をふまえ、次のように整理した。第1点は、前述のように、押印物にみられる機能から、印章をブツラ、紐の部分的な封印、コンテナ・シーリングに分け、そのうちブツラについては印影が1つのもの、2つ、あるいはそれ以上ものに分けた。第2点は、役人と私人の印章の区別である。役人の印章については、3つのカテゴリーをたてている。その1つは、セレウコス朝下の財政部局、あるいは、その分局の役人の印章で、それは大きな目のものであり、ギリシア語の印文、モノグラム、また、シンボルに特徴がある。第2は、都市自体の管理職にある役人の印章で、やはりモノグラムやシンボルに特徴がある。第3は、上記王朝の各王族の財産を管理した役人の印章である⁽⁵⁾。これについては、本稿では省略する。

このあと、A. インヴェルニッツイは、1967-1968年の時点において、主にイタリア隊発掘の文書館の2つの部屋から、5,595箇のブツラが発見されたことを報告し、その一部を紹介している。それは、塩の課税、ないし免税についてのギリシア語印文をもつものである。その後、かれはブツラの発見数が増えるとともに、塩税以外のギリシア語印文にもふれている⁽⁶⁾。

以下において、R. H. マクダウェルによる基本的な見解を紹介しながら、セレウコス朝時代のセレウケイアにおける役人の印章を見てゆきたい。

Ⅱ セレウケイアにおける役人の印章

A 契約などの登記に関する役人の印章

セレウコス朝下のバビロニアにおける役人の印章について、ギリシア語の印文、モノグラム、シンボルなどにみられる相違は、王国行政の管掌部局の違いによるものといえる。そこで、セレウケイアの場合について、いくつかのギリシア語印文の印章を取り上げてみることにする。なお、印影についての表示は、R. H. マクダウェルによる分類である。

a. ビュプリオピュラクス (*βυβλιοφύλαξ*) の印章

例として、卵形のコンテナー・シーリング。三脚台と鉢の様相があり、その右側にビュプリオピュラキコス (*βυβλιοφυλακτικός*) の印文がみられる (印影: IA 1 a (1), Pl. I, Fig. 1)。

ビュプリオピュラキコスは、ビュプリオピュラクスの属格変形とみられる。アンティオコス 2 世時代、サルデイスにはバシリカイ・グラバイ (*βασιλικαὶ γραφαί*: 国王の記録所) がおかれていて、その部局の長官がビュプリオピュラクス (文書管理者) と呼ばれていたことが、碑文から知られている。また、同碑文によれば、売却された王領には、耕作者や奴隷が含まれている⁽⁷⁾。

そこで、セレウケイアにも、サルデイスのように王領の管理部局があって、ビュプリオピュラクスは、その長官を指しているとおもわれる。また、ウルクでも、同じ印影が知られていることから、ウルクにも同様な王領の管理部局が置かれていたのであろう⁽⁸⁾。その役人の印章が、王領に関する書類の保管容器に付けられたコンテナー・シーリングとみられるのである。

b. クレオピュラクス (*χροεφύλαξ*) の印章

卵形のブツラで、クレオピュラクスなる役職が表示されているもの (印影: IA 1 b (1), Pl. I, Fig. 2)。押印が不完全であるが、アンティオコス 1 世の頭部肖像と、1 行のクレオピュラコン ([*χρε*]*οφυλάκων*) の印文がみられる。この文字は、クレオピュラクスの複数属格である。

クレオピュラクスなる名称については、前 4 世紀からみられる。M. ロストフツェフによれば、役所としてのクレオピュラキア (*χροεφυλάκεια*) は、本来、貸付登記に関していたとおもわれ、それが一般的な個人の契約の登記をおこなうようになり、いくつかのポリスにおける都市役所の役目となったとみている。ローマ時代には、自治体の業務であった。セレウコス朝下のウルク (オルコイ) においても、クレオピュラクスのブツラがみられる。統治者の頭像の他、「オルコイの (における) クレオピュラクスの (*χροεφυλακτικός*)」といったように、都市名が入っている⁽⁹⁾。

ウルクからのクレオピュラクスの印影で、出所が判明しているものは、神殿の廃墟からであるが、そこには神殿の文書館、つまり記録保管所があった、と M. ロストフツェフはみている。また、ウルクでは、楔形文字によるクレオピュラクスなる表現も知られている⁽¹⁰⁾。なお、後代のドゥラ・エウローボスにおいて、クレオピュラクスによる登記がみられる。これは、セレウコス朝時代の継承であろう⁽¹¹⁾。

M. ロストフツェフは、ピュブリオピュラクスは別とし、総じて登記については、クレオピュラクスによっておこなわれたとみるが、しかし R. H. マクダウェルは後で取り上げるように、その他の役職を想定している。

次に、契約文書の登記義務の問題についてふれておきたい。本来、契約の登記目的は、基本的には契約自体を法的に保護するものであった。M. ロストフツェフは、ときとともに、そうした登記をとおして、徴税をおこない、本来の目的に付加的な要素が取り入れられたとみる。つまり、セレウコス朝下では、クレオピュラクスをとおして契約を登記することは、義務化され、課税されていたとみる。すなわち、新しい税の徴収である⁽¹²⁾。セレウケイアでは、クレオピュラクスがアンティオコス 1 世時代にみられることから、それはかなり早い時期から、制度化されていたのであろう。

c. アンドラポディケー (*ἀνδραποδική*) の印章

例として、四角形のブツラ (印影: IA 1 c (1), Pl. I, Fig. 4)。セレウケイアの場合、上段にアンドラポディケース (*ἀνδραποδικῆς*) の印文、その下には鉢をともなった錨の模様、一番下段の左には不鮮明な文字があるが、それは押印が不完全なためである。アンドラポディケースは、アンドラポディケーの属格であり、それはアンドラポドン (*ἀνδράποδον*) の派生語である。アンドラポドンはエジプトでは、奴隷をさすドゥーロス (*δοῦλος*) の語と同じくよく使用されている。アンドラポディケースの印文は、セレウケイアとオルコイ以外にはみられない。ところで、セレウケイアの場合、R. H. マクダウェルは最下段の印文を、*ἐπιη*、または *ἐπιφη* とみ、これを *ἐπίφημι* (同意す

る), または, *ἐπιφημίζω* (保障する) とし, その意味を「表明して決定する」とみている。つまり, エジプトにおいて, 奴隷売買の課税は, 売買契約書にみられる値段を基礎にしている例をあげ, また, ウルクにおけるアンドラポディケーの印文が徴税の標しであるとみなし, こうした事例から, 問題の印文を奴隷の値打の査定とみなしている。最下段の印文の読みについては, F. E. ブラウンの批評がみられる⁽¹³⁾。

d. カタグラペー (καταγραφή)

ブッラの断片で, 印影の像は殆ど残っていない(印影: IA 1 e(1))。印文は, カタグラペース (*καταγραφής*) と読み取れ, それはカタグラペーの属格である。この語自体の意味は, 「登記の」である。カタグラペーに関する表現は, プトレマイオス朝下のエジプトにおいてよくみられる。また, ウルクでは, エポーニオン (*ἐπάνιον*: 販売税) なる語があらわれているが, セレウケイアにおいては, それが見当らない。セレウケイアでは, そのエポーニオンに相当するものと, R. H. マクダウエルは考えている。また, かれはカタグラペースの語は, これを修飾する文字が下にあったと想定し, それは商品名, すなわち, 奴隷とみなし, *ἀνδραποδικῆς* を付加して, *καταγραφής | ἀνδραποδικῆς* と読めるかも知れないとする。しかし, カタグラペーの行為は, 前述のクレオピュラケーによっておこなわれたと, M. ロストフツェフはみており, F. E. ブラウンも同様である⁽¹⁴⁾。

e. その他の登記の印章

押印が不完全なために, 本来, 文字があったかも知れないが, 文字が見えないものがある。また, 二重押印のために, 印影が不鮮明になっているものもある。それらは, 王たちの頭部肖像, またアポローン (印影: IA 3 u(1), Pl. I, Fig. 12), アルテミスなどの像がみうけられる。R. H. マクダウエルは, これら印章の管轄役所については不明であるが, ある種の契約文書, その主なものは塩, それに奴隷の売買でなかったか, と推定しているが, 史料不足である

といえよう。

B 管理者の印章

R. H. マクダウェルは、都市セレウケイア自体における度量衡などの管理者としての印章をあげている。それは、同じセレウケイアで発掘された、ブロンズ製の秤には、秤の単位、A.D. 74/75年とみられる日付、人名がみられ、都市セレウケイア用のものとみなされている、この秤からの類推である⁽¹⁵⁾。すなわち、管理者とは、王国の直接の役人ではなく、都市セレウケイアの代表的人物で、いわば、この者の権威において都市の度量衡の基準器具を持ち、その器具に自身の名前を入れたのであろうと推測している。そうした管理者の印章の例に、形は長四角で、王の頭部肖像と*のモノグラムを持つコンテナー・シーリングの断片をあげている（印影：IB 1 a (1), Pl. II, Fig. 15）。

C 徴税役人の印章

徴税は王庫の主要な業務であった。徴税者のスタンプについては、共通の要素がある。形の典型は卵形、日付は広がりをもった文字、模様として錨、翼、星その他が付随、印文は3行ないし4行である。王庫を示す錨について、錨全部または付随的な錨の場合があるが、錨全部は王国行政の主要部局、付随的な錨は分局を示すようである。ウルクにおいても、ほぼ同様とみられる。

a. 塩税の印章

塩税に関する押印は、バビロニアにおいて最も顕著にみられる。塩税は、セレウコス王国の主要な課税商品の一つであり、ヘレニズム世界において広くみられる⁽¹⁶⁾。印章の文字の最初に、塩を指すハルス（ἅλς）の派生語であるハリケー（ἄλική）、その属格にあたるハリケース（ἄλικής）がみられる。それは「塩の」、または「塩に関する」の意である。卵形のブツで、印文が4行からなる1例は、ἄλικῆς | Σελευκείας | ΓΠ | ἐπιτε[λῶν]、すなわち、「塩の | セレウケイアの | 83年 | 課税の」となっている（印影：IBc 1 (2), Pl. II,

Fig. 18)。この83年は、セレウコス紀年で、前229/28年に相当し、セレウコス2世時代である。模様は、ヘーリオスの頭部とおもわれる。ただし、47塩税ブツラの印影については、部分的な錨の模様が主をなすが、多くは不完全である。ところで、4行目に文字がある場合、それはエピテローン(ἐπιτελών：課税の)、またはアテローン(ἀτελών：免税の)がきている。それぞれ、エピテレース(ἐπιτελής)、アテレース(ἀτελής)の複数属格である。

免税に関しては、アメリカ隊による文書保管所Bから34箇が出土しており、文書保管所Aは完全な発掘ではなかったが、このAからは見付かっていない。その理由については、はっきりしない。

一方、イタリア隊の発掘による2つの文書室から、エピテローン(課税の)、アテローン(免税の)、いずれの場合もそれぞれ出土している。

したがって、課税、免税の区別がいかなる理由でおこなわれたかは、確認し難い⁽¹⁷⁾。

なお、塩の課税、免税に関する印章の年代範囲、あるいは塩の流通、専売などの問題については、ここでは省略しておく。

b. 輸入奴隷税の印章

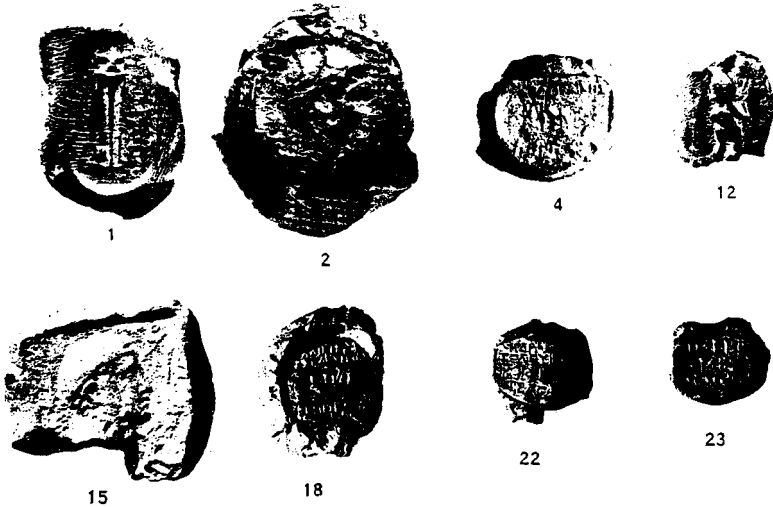
卵形のブツラ断片で、アメリカ隊の発掘では、1例だけ判明している輸入奴隷税(印影：IC 1c(1), Pl. II, Fig. 22)。印文は4行からなっている。R. H. マクダウェルは、ἀνδραπ[οδικῆς] | Σελευκε[ίας] | ΒΚΡ | εἰσαγω- [γικῶν], すなわち、「奴隷について | セレウケイアの | 122年 | 輸入された」と読んだ。模様は部分的な錨である。ただし、最後の文字の復元については、εἰσαγωγῆςであろうか⁽¹⁸⁾。セレウコス紀年122年は前190/89年で、アンティオコス3世時代にあたる。輸入とは、セレウケイアに運んだということであろう。そうした奴隷の課税証明ということになる。ここで、問題となるのは、先のカタグラペーにみられる奴隷売買の登記と違い、輸入奴隷ということである。M. ロストフツェフによれば、この課税は、多分、資金を必要としたアンティオコス3世時代に始まったのであろうとみている⁽¹⁹⁾。

c. 港税の印章

卵形のブツラ断片で、これもアメリカ隊の発掘では、1例だけ判明している（印影：IC 2 a (1) Pl. II, Fig. 23）。印文は3行からなっており、 $\lambda\mu\acute{\epsilon}\nu\omicron[\epsilon]$ | MP |] α]と読める。1行目は、港を表すリメン（ $\lambda\mu\acute{\eta}\nu$ ）の属格である。2行目は日付で、これをセレウコス紀年147年とみており、前165/4年で、アンティオコス4世時代である。3行目については、読み取るとは困難である。オルコイ（ウルク）の例では、その地名をともなっている⁽²⁰⁾。しかし、当ブツラの場合、セレウケイアと読み取るとは困難であり、比較史料が必要である。ともかくも、港税とみなされるように、一般の税ではなく、地域的な税とおもわれる。また、印影には、錨のような模様も見当たらないが、特別税としての徴収者が携わったものであろうか。

お わ り に

M. ロストフツェフの考察をふまえて、R. H. マクダウェルがティグリス河畔のセレウケイアにおけるブツラなど押印物の指針的な分類をおこなってから、すでに60年余が経った。それには批判も見受けられる。また、その間、イタリア隊によるセレウケイアの発掘がおこなわれ、断片も含めて約25,000点の押印物が発見され、A. インヴェルニツイは、順次、それらの問題点を発表してきた。しかし、その研究経過をセレウコス朝の役人の印章に限ってみると、とくに目新しい発見は少ないようにおもわれる。筆者は、今回取り上げたこのテーマを念頭においてから、長年になる。そこで、この機会に、R. H. マクダウェルの基本的研究の一端を紹介することにした。

R. H. McDowell, *Stamped and Inscribed Objects*, Plates I-II.

注

- (1) McDowell, R. H., *Stamped and Inscribed Objects from Seleucia on the Tigris*, University of Michigan Studies, Humanistic Series, Vol. 36, (Ann Arbor, 1935), vii-ix, 1-14; Hopkins, C., *Topography and Architecture of Seleucia on the Tigris*, (Ann Arbor, 1972), 28-45.
- (2) Invernizzi, A., *Mesopotamia*, III-IV (1968-69), 29-37, 69-124, Fig. 81; V-VI (1970-71), 21-29, Pl. II; VII (1972), 13-5; VIII-IX (1973-74), 9-14; Invernizzi, A., Babylonian motifs on the sealings from Seleucia-on-the-Tigris, ed. by Sancisi-Weerdenburg, H., Kuhrt, A., & Root, M. C., *Achaemenid History VIII: Continuity and Change*, (Leiden, 1994), 353-64; Invernizzi, A., Gli archivi pubblici di Seleucia sul Tigri, *Archives et sceaux du monde hellénistique*, éd. par Boussac, M.-F. et Invernizzi, A., (*Bulletin de correspondance hellénique* (以下 BCH と略記). *Supplément*; 29), (Paris, 1996), 131-43.
- (3) Wallenfels, R., *Uruk: Hellenistic Seal Impressions in the Yale Babylonian Collection I. Cuneiform Tablets*. Ausgrabungen in Uruk-Warka Endberichte Bd. 19, (Mainz am Rhein, 1994), 1-3; Wallenfels, R., Private seals and sealing practices at Hellenistic Uruk, *BCH. Supplément*; 29, 113-29, pls. 27-9.
- (4) Rostovtzeff, M., *Seleucid Babylonia: Bullae and Seals of Clay with Greek In-*

- scriptions, *Yale Classical Studies*, 3 (1927), 1–114, Pls. I–XI.
- (5) McDowell, R. H., *op. cit.*, 15–198.
- (6) Invernizzi, A., *Mesopotamia*, III–IV (1968–69), 69–124, Fig. 81 ; Invernizzi, A., *Mesopotamia*, XXX (1995), 39–50.
- (7) Welles, C. B., *Royal Correspondence in the Hellenistic Period*, (New Haven, 1934), Nos. 18–20 (89–104).
- (8) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 70–2, Pl. IX, No. 1.
- (9) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 26–31, 57–60.
- (10) Doty, L. T., *Cuneiform Archives from Hellenistic Uruk*, (Diss. Yale, 1977), 324–8 ; Doty, L. T., An Official Seal of the Seleucid Period, *Journal of Near Eastern Studies*, 38 (1979), 195–7.
- (11) *The Excavations at Dura-Europos. Final Reports, V, Part I*, Welles, C. B., Fink, R. O. and Gilliam, J. F., *The Parchments and Papyri*, (New Haven, 1959), Nos. 17 B (93–8), 25 (126–33); Leriche, P., La *chreophylakeion* de Doura-Europos et la mise en place du plan hippodamien de la ville, *BCH. Supplément* ; 29, 157–69, pls. 30–5.
- (12) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 73.
- (13) Brown, F. E., Review of R. H. McDowell, Stamped and Inscribed Objects from Seleucia on the Tigris, *American Journal of Archaeology*, 42 (1938), 612.
- (14) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 63, n. 72 ; Brown, F. E., *op. cit.*, 613.
- (15) McDowell, R. H., *op. cit.*, 256–8.
- (16) Davies, J. K., Hellenistic economies in the post-Finley era, ed. by Archibald, Z. H., Davies, J., Gabrielsen, V. and Oliver, G. J., *Hellenistic Economies*, (London and New York, 2001), 24–6.
- (17) Mollo, P., Il problema dell' ἀλιική seleucide alla luce dei materiali degli archivi de Seleucia sul Tigri, *BCH. Supplément* ; 29, 145–56.
- (18) Brown, F. E., *op. cit.*, 612.
- (19) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 69.
- (20) Rostovtzeff, M., *op. cit.*, 79–81.